

# PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス利用規約

実施 令和6年1月1日

令和6年2月1日 現在

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

## 目次

### 第1章 総則

第1条	規約の適用
第2条	規約の変更
第3条	規約の公表
第4条	定義

### 第2章 契約

第5条	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス契約の単位
第6条	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス契約申込みの方法
第7条	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス契約申込みの承諾
第8条	契約ID数等の変更
第9条	その他の契約内容の変更
第10条	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス契約に基づく権利の譲渡
第11条	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス契約者が行う PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除
第12条	当社が行う PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除
第13条	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス サービス契約に係るその他の提供条件

### 第3章 付加機能

第14条	付加機能の提供
第15条	付加機能の廃止

### 第4章 利用中止等

第16条	利用中止
第17条	利用停止

### 第5章 通信

第18条	通信利用の制限等
第19条	回線による制約

### 第6章 料金等

第20条	料金
------	----

### 第7章 保守

第21条	契約者の切分責任
第22条	修理又は復旧の順位

### 第8章 損害賠償

第23条	責任の制限
------	-------

第 24 条 免責

第 9 章 データ等の取り扱い

第 25 条 データ等の取り扱い

第 26 条 データ等の利用

第 27 条 データ等の削除

第 10 章 雑則

第 28 条 承諾の限界

第 29 条 サービスの廃止

第 30 条 利用に係る PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス  
サービス契約者の義務

第 31 条 知的所有権

第 32 条 再販の禁止

第 33 条 個人情報の取り扱い

第 34 条 特約

第 35 条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス  
サービス契約者に対する通知

第 11 章 附帯サービス

第 36 条 附帯サービス

別記

- 1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の  
氏名等の変更の届出
- 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に係る  
アプリケーションの利用条件
- 3 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにおける  
禁止事項
- 4 新聞社等の基準
- 5 名刺データ入力サービス

別紙 1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを構成するサービス

別紙 2 付加機能

別紙 3 附帯サービス

別表 1 EEA 一般データ保護規則条件

別表 2 UK 一般データ保護規則条件

附則

## 第1章 総則

### (規約の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、当社とお客様との間に当社の「ビジネスプラス利用規約」（以下「ビジネスプラス利用規約」といいます）に基づく契約が成立していることを前提として、これによりPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを提供します。なお本規約とビジネスプラス利用規約に異なる定めがある場合は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約が優先されます。

（注）本条のほか、当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を本規約により提供します。

### (規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

### (規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、本規約を公表します。

### (定義)

第4条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供すること
4 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 自営端末設備	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が設置する端末設備
6 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス	株式会社Phone Appliによる卸電気通信役務を利用して、当社が提供するWEB電話帳、名刺管理機能、発着信履管理を行うことができるサービス及びそれにかかわるサービスのこと
7 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス取扱所	(1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりPHONE APPLI PEOPLE for ビジネス

	プラスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約	当社が提供する PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを受けるための契約
9 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者	当社が提供する PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを受けるための契約を締結している者
10 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者識別符号	PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者を識別するための符号であって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に基づいて当社が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に割り当てるもの

## 第2章 契約

### (契約の単位)

第5条 当社は、1のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者識別符号につき1のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約を締結します。この場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、1のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約につき1人に限ります。

### (PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約申込みの方法)

第6条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 基本サービスプラン（別紙1に記載する PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを構成するサービスをいいます。以下同じとします。）の内容
- (2) 契約ID数
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

### (PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約申込みの承諾)

第7条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みをした者が、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みをした者が、第17条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用を停止されている、又は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

- (5) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みをした者が、第 30 条（利用に係る PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社の PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (7) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みをした者によるビジネスプラス利用規約への同意が確認できないとき。

#### **（契約 I D 数等の変更）**

第 8 条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から申し込みがあったときは、契約 I D 数の変更を行います。

ただし、ビジネスプラス利用規約に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 7 条（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### **（その他の契約内容の変更）**

第 9 条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から請求があったときは、第 6 条（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 7 条（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### **（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に基づく権利の譲渡）**

第 10 条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、本規約に基づく権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

#### **（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が行う PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除）**

第 11 条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス取扱所に通知していただきます。

#### **（当社が行う PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除）**

第 12 条 当社は、第 17 条（利用停止）の規定により PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用を停止された PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が第 17 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用停止をしないでその PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、そのPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者にそのことを通知します。

**(PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に係るその他の提供条件)**

第13条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に係るその他の提供条件については、別記1及び別記2に定めるところによります。

### 第3章 付加機能

**(付加機能の提供)**

第14条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者（スーパーライトプランに係る者を除きます。以下本条において同じとします。）から請求があったときは、次の場合を除き、別紙2に定める付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能については、登録限定ユーザ機能利用ID数、を当社に申し出てください。

- (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 付加機能の提供を請求したPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 付加機能の提供を請求したPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、第17条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用を停止されている、又はPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) 付加機能の提供を請求したPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
  - (5) その他当社のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、登録限定ユーザ機能の登録限定ユーザ機能利用ID数の変更を当社所定の方法により請求することができます。

**(付加機能の廃止)**

第15条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の提供を受けているPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除があったとき。

### 第4章 利用中止等

**(利用中止)**

第16条 当社は、次の場合には、そのPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備（卸電気通信役務の設備を含みます。以下同じとします。）の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社の電気通信設備を不正アクセスから防御する必要があるとき。
- (3) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスが正常に動作せず、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを継続して提供することが著しく困難であると

き。

(4) 第 18 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

(5) ビジネスプラス利用契約第 17 条（提供中断）の規定により、ビジネスプラスサービスを中止するとき。

2 当社は、前項の規定により PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### （利用停止）

第 17 条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなった PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、ビジネスプラス利用規約に定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第 30 条（利用に係る PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の義務）の規定、その他本規約の規定又はビジネスプラス利用規約に違反したとき。

(3) 前 2 号のほか、この規約の規定に反する行為であって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 5 章 通信

#### （通信利用の制限等）

第 18 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）



防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が行う通信は、次の場合には、制限されることがあります。

(1) 通信が著しくふくそうしたとき。

(2) 当社の契約約款及び料金表の規定により、その通信が制限される時。

3 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る電気通信設備に接続した場合において一定時間通信を行わないときは、その接続を切断することがあります。

4 当社は、当社の電気通信設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

**(回線による制約)**

第19条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、電気通信サービスを使用することができない場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを利用することができない場合があります。その場合においてPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを利用している場合、そのPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの通信が切断される事があります。

**第6章 料金等**

**(料金)**

第20条 利用料金及びその支払い方法の詳細については、ビジネスプラス利用規約に定めるものとします。

**第7章 保守**

**(契約者の切分責任)**

第21条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は電気通信サービスに故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から請求があったときは、当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス取扱所において試験を行い、その結果をPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契

約者にお知らせします。

**(修理又は復旧の順位)**

第 22 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 18 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの  災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの  防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 5 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの  預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの  国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

**第 8 章 損害賠償**

**(責任の制限)**

第 23 条 ビジネスプラス利用規約に定めるものとします。

**(免責)**

第 24 条 当社は、前条の場合を除き、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害について請求しないものとし、ます。

2 前条の規定にかかわらず、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス契約者は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場

合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

- 3 前条の規定にかかわらず、当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用により生じる結果について、PHONE APPLI PEOPLE 契約者に対し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。
- 4 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
- 5 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の管理者又は利用者が申込みをしていない機能を利用していた場合、当社の定める契約プランに基づいた制御が行われることなどにより当該機能を利用できなくなる場合やデータを喪失する場合がある他、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が当社に申込みをしていない機能を利用することにより契約者に生じた損失など一切について、当社は何ら責任を負わないものとします。

## 第9章 データ等の取り扱い

### (データ等の取り扱い)

第25条 第23条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合には、これにより PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

### (データ等の利用)

第26条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

### (データ等の削除)

第27条 第25条(データ等の取り扱い)に規定するほか、当社は、第11条(契約者が行う PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除)、第12条(当社が行う PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除)の PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除、又は第29条(サービスの廃止)があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

## 第10章 雑則

### (承諾の限界)

第28条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から工事その

他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合においては、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (サービスの廃止)

第 29 条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの全部又は一部の廃止があったときは、その PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの全部又は一部に係る契約は解除します。
- 3 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの全部又は一部の廃止に伴い、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第 1 項の規定により PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に通知します。

#### (利用に係る PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の義務)

第 30 条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを利用しないこと。

また、別記 4 (PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにおける禁止事項) に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- 2 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に負担していただきます。
- 3 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、当社から割り当てられた PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者識別符号 (暗証符号を含みます。) を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が前項の規定に反し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 5 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要

な措置をとる旨を PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (知的所有権)

第31条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにおいて当社がPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に提供する一切の著作物(本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)及び著作人人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、株式会社P h o n e A p p l i又はその他正当な権利者に帰属するものとします。

2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製、改変、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の終了後も効力を有するものとします。

#### (再販の禁止)

第32条 ビジネスプラス利用規約に定めるものとします。

#### (個人情報の取り扱い)

第33条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの提供にあたり、当社が取得するPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している契約者個人情報についてPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。

3 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当契約者個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

4 欧州経済地域の個人情報を含むPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者データ(以下、「EEA個人データ」といいます。)の処理又は再処理を当社が行う場合、別表1に掲載するEEA一般データ保護規則条件が適用されます。

5 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用によるEEA個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

6 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国(以下、「UK」といいます。)の個人情報を含む契約者データ(以下、「UK個人データ」といいます。)の処理または再処理を当社が行う場合、別表2UK一般データ保護規則条件が適用されるものとします。

7 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用によるUK個人データのUKから日本への移転は、UK GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

**(特約)**

第 34 条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します

**(PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に対する通知)**

第 35 条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラス契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

**第 11 章 附帯サービス**

**(附帯サービス)**

第 36 条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5 に定めるところによります。

**別記**

- 1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の氏名等の変更の届出  
ビジネスプラス利用規約に定めるものとします。
- 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に係るアプリケーションの利用条件
  - (1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用に際して、PHONE APPLI PEOPLE アプリケーションを利用する場合は、株式会社 P h o n e A p p l i 提供のアプリケーションを利用することとします。利用に際しては、株式会社 P h o n e A p p l i の定める『PHONE APPLI PEOPLE 用アプリケーションソフトウェア利用規約』に定めるところに従うものとします。  
株式会社 P h o n e A p p l i の ホーム ページ (<https://phoneappli.net/product/agreement/renraku/>) に利用規約を公表します。
  - (2) 株式会社 P h o n e A p p l i 提供のアプリケーション利用に関する損害賠償については、株式会社 P h o n e A p p l i の定めるところに従うものとします。
- 3 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにおける禁止事項  
PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
  - (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権

- 利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
  - (3) 他人になりすまして PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを利用する行為
  - (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
  - (6) ふくそうを発生させることにより PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う行為
  - (7) 当社の推奨しないソフトウェア等を使用し、又はソフトウェア等が変更された場合においてその使用するソフトウェア等を速やかに変更せずに継続して使用する行為
  - (8) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
  - (9) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、契約 I D 数等の変更を行う行為
  - (10) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

#### 4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

#### 5 名刺データ入力サービス

- (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者（スーパーライトプランに係る者を除きます。）から請求があったときは、当社の電気通信設備に保存された名刺画像データ（当社が指定するファイル形式のものに限ります。）をオペレータにより入力の代行を行います。

- (2) この場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者はビジネスプラス利用規約に規定する料金の支払いを要します。

別紙1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを構成するサービス

第1表 基本サービスプラン

区 分	提供機能
スーパーライトプラン	以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理（名刺読み込み（OCR）、スキャナ読み込みは除く）、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログのみ提供）
ライトプラン	以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、Microsoft 365 SSO、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログ）
スタンダードプラン PLACEコース	ライトプラン提供機能に加えて、以下の機能を提供します。 ステータス表示（Microsoft Teams プレゼンス表示、Outlook スケジュール 表示）、セキュリティ（SAML 認証、OIDC、Microsoft Intune MAM 対応、デバイス認証、ソース IP アドレス制限、データ持ち出し制限）、PHONE APPI API、PHONE APPLI PLACE
スタンダードプラン THANKSコース	ライトプラン提供機能に加えて、以下の機能を提供します。 ステータス表示（Microsoft Teams プレゼンス表示、Outlook スケジュール 表示）、セキュリティ（SAML 認証、OIDC、Microsoft Intune MAM 対応、デバイス認証、ソース IP アドレス制限、データ持ち出し制限）、PHONE APPI API、PHONE APPLI THANKS、ダッシュボード表示機能



アドバンスプラン	ライトプラン提供機能に加えて、以下の機能を提供します。 ステータス表示 (Microsoft Teams プレゼンス表示、Outlook スケジュール 表示)、セキュリティ (SAML 認証、OIDC、Microsoft Intune MAM 対応、デバイス認証、ソース IP アドレス制限、データ持ち出し制限、MDM プロビジョニング対応)、PHONE APPLI API、PHONE APPLI PLACE、PHONE APPLI THANKS、ダッシュボード表示機能、PBX 連携 (CTI)、
備考	<p>1 当社の定める基本サービスプランによって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が利用できる機能は異なるものとします。</p> <p>2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の管理者又は利用者が申込みをしていない機能を利用していた場合、当社の定める基本サービスプランに基づいた制御が行われることなどにより当該機能を利用できなくなる場合やデータを喪失する場合がある他、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が当社に申込みをしていない機能を利用することにより PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に生じた損失など一切について、当社は何ら責任を負わないものとします。</p> <p>3 スーパーライトプランにおいては、別紙2に定める付加機能及び別紙3に定める付帯サービスの提供はできません。</p>

第2表 機能説明

機能	機能詳細
Web 電話帳 (連絡先管理)	マイプロフィール、社内電話帳、社外電話帳、グループ、連絡先アップロード&ダウンロード、発着信履歴、代理編集機能
名刺管理	企業データ、連絡先出力、オンライン名刺出力
	名刺読み込み (OCR) , スキャナ読み込み、名寄せ、二次元コード読み取り、
スマートフォン連携 ※2	直接発信、着信時の名前表示 (iOS、Android)、クイックダイヤル、各種発信方法対応 (Webex Calling、Zoom Phone、AGE Phone、プレフィックス発信)
コミュニケーション アプリ連携※2	メーカー起動、SMS 起動、コラボレーションツール起動、Sansan アプリ起動
ステータス表示※2	行き先
	Microsoft Teams プレゼンス表示、Outlook スケジュール 表示

外部サービス連携※2	Sansan 連絡先連携
セキュリティ※2	標準ログイン、Microsoft 365 SSO、パスワード初期設定・変更、パスワードロック (Touch ID、Face ID)、アクションログ (保持期間 90 日)
	SAML 認証、OIDC、Microsoft Intune MAM 対応 (ログイン制御, アプリ保護ポリシーの適用)、デバイス認証、ソース IP アドレス制限、データ持ち出し制限)
	MDM プロビジョニング対応
企業統合	Web 電話帳のグループ企業統合
PHONE APPI API (外部システム連携用 API)	PHONE APPLI PEOPLE の社内連絡先情報の取得や変更などが可能となる API
PHONE APPLI PLACE (ユーザー居場所表示) ※1	ユーザーの居場所表示、フロア表示、管理機能
PHONE APPLI THANKS	メッセージ送信・閲覧、通知、管理機能、ログ出力
ダッシュボード表示機能	PHONE APPLI THANKS 機能の利用状況をチャート化し、権限を付与された利用者がダッシュボード上で一元的に閲覧することが可能となる機能
PBX 連携 (CTI) ※2	Cisco UCM (発信、着信、発着信履歴、その他) 連携
	Webex Calling (発信、着信、発着信履歴、その他) 連携
	その他システムとの連携
備考 ※1 当社は、当社指定のビーコン又は無線アクセスポイント等を用いて、ID 情報に登録されたビーコンタグ及び MAC アドレスを持つ機器の位置情報 (契約者の管理者が登録したエリア・部屋名を含む) の表示や登録されたフロアマップ該当箇所への表示機能を提供します。 (1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスで利用するフロアマップ、ビーコン、ビーコンタグ及び無線アクセス	

ポイント等（位置情報を測定するシステム・サービスを含むが、ビーコン、ビーコンタグを用いる場合にタグ番号と位置情報を収集するサーバは含まない）は契約者が用意し、自らの責任で適切に設置・設定・管理するものとします。

(2) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスで表示される位置情報に関する処理速度・精度等を一切保証しないものとします。

(3) フロアマップ、ビーコン、無線アクセスポイントの設定、設置、当該機器（位置情報を測定するシステム・サービスを含む）の不具合及び電波状況などによる、表示の有無の誤り、位置情報の精度等に関して、当社は何らの責任も負わないものとします。

※2 当社は、他社サービスとの連携機能を提供するものとします。ただし、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が他社ソフトウェア・サービス（以下「他社サービス等」）との連携機能を利用する場合は、次に掲げる条件を了承したうえで利用するものとみなします。

(1) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの連携対象となる他社サービス等を自ら契約又はインストール等をしたうえで、連携可能なデータ項目の中から連携するデータ項目の選択及び必要な連携APIの設定等を行い、自らの責任で他社サービス等との各種データ連携させることができます。この連携を行った場合、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、当社及び当該他社サービス等提供者が、当該他社サービス等と PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスとの相互運用に必要なデータにアクセスできることを認めることとします。

(2) 他社サービス等との連携に起因する PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス内データ及び他社サービス等内データの開示、改変若しくは消去並びに連携設定のミス又は他社サービス等の利用環境の不具合等により PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスが利用できなくなった場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

(3) Microsoft365 連携において、Microsoft365 連携側の設定により通信ができない場合や、接続方法や機能が制限される場合、サービス内容が変更される場合があります。

## 別紙2 付加機能

区分	内容
登録限定ユーザ	社内電話帳登録限定ユーザー
トーク機能	チャット（保持期間3ヵ月）、管理機能、ログ出力（保持期間1年間）
Microsoft Entra ID 連携機能	Microsoft Entra ID との連携
安否確認連携機能	安否システム間データ連携、安否状況回答、安否状況確認

## 別紙3 付帯サービス

区 分	内 容																
名刺データ入力サービスの料金	ア 当社は、名刺データ入力サービスを適用するにあたって、次表のとおり、区分を定めます。																
	イ 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金をビジネスプラス利用規約に定めるものとします。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パック1200</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック3600</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック6000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック12000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック24000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック36000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック60000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。	パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。	パック6000	オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。	パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。	パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。	パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。	パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。
	区分	内 容															
	パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。															
	パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。															
	パック6000	オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。															
	パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。															
	パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。															
パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。																
パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。																

## 別表1

### EEA 一般データ保護規則条件

本 EEA 一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの提供における PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。

### 第1章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「(データ) 管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者データ」とは、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全ての EEA 個人データであり、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

「データ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data Subject)」とは、GDPR に定める意味を有します。

「データ保護法」とは、GDPR を含む欧州連合又は加盟国の個人情報保護に関する法令をいいます。

「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。

「エンドユーザ」とは、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者を通じて PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを使用するか、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に対して提供された PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにアクセスする者をいいます。

「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016 年 4 月 27 日に欧州議会および作業部会により制定された規則 (EU) 2016/679 であり、EU データ保護指令 (95/46/EC) を引き継ぐものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先 (email アドレス及び住所を含む。) などの識別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにする、整理又は結合、制限、消去又は破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。

「(データ) 処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切又は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理

者をいいます。

## 第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件

### 1. 処理の目的

当社は本条件に基づき個人データを処理する場合においては、データ保護法を遵守するものします。当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に定められた当社の電気通信設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの提供に必要な範囲で PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の指示によってのみ、個人データを処理するものとしします。当社は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。

### 2. 当社のデータ保護義務

2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します。

2.1.1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者からの書面による指示（書面によるか電磁的方法によるかを問いません。）に基づいてのみ個人データを処理又は移転します。

2.1.2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に要求された場合においては、データ保護法に定められた PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います。

(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。

(ii) 求められた場合においては、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。

(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。

PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとしします。

2.2 当社は、従業員又は代理人又はその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。

2.3 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約における個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとしします。PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとしします。

### 3. 当社のデータセキュリティに関する義務

3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的又は違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報への不正な開示又はアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。

3.1.1 必要かつ適切な場合においては、個人データの仮名化及び暗号化

3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社の電気通信設備及び PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの復旧を確実にする能力。

3.1.3 物理的又は技術的事故の場合においては、時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。

3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。

3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。

3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合においては、すみやかに PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に通知を行います。

#### 4. 契約終了時の個人データの取扱い

本規約又は法令等において定めがない限り、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。

#### 5. 個人データの EEA 域外移転

本章第 5 条および第 6 条 3 項は個人データの EEA 域外への保管・EEA 域外からのアクセスがある場合に適用されます。

本章第 6 条に関わらず、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用による EEA 個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

#### 6. 再委託先の利用

6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表 1-1 で開示します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合においては、別表 1-1 に新しい再委託先との契約の有効日を示します。PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内（遅くともリストの最終更新日から 30 日以内）に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又は EEA の法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条件の第 2 章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していない EEA 域外の地域に位置する場合、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者自身又は管理者である PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客）は、当社が個人情報保護法第 24 条に準拠して EEA 個人データを再委託先に取り扱わせることに合意します。

## 7 監査と情報

7.1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は当社及び関連会社、又はそのいずれか一方（又は、当社及び関連会社、又はそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社が GDPR 第 28 条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、監査を実施したことを書面により（当社又は第三者を通して）証明します。かかる監査は本章第 3 条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。

7.2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。

7.3 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します。

7.3.1 当社と PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合においては）データ保護責任者

7.3.2 （該当する場合においては）個人データの第三国への移転情報

7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要

## 8 損害賠償

8.1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第 6.3 条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。



8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします。

(i)個人データの処理における当社の故意・重過失による場合

(ii)PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の合法的な指示に基づかない、又は反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii)その他法令上、除外することのできない責任

### 第3章 一般条項

#### 1. PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の責任

PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が本条件又はデータ保護法に違反したことに起因して発生した第三者（データ主体及び監督当局を含みます。）からのクレームに関しては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が責任を負うものとし、当社に対して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。

#### 2. 期間と契約終了

本条件は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス提供期間と同じ期間有効です。

#### 3 準拠法

3.1 本条件は日本法に準拠します。

3.2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者及び当社は、本条件に関して生じた全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。

#### 別表1-1：再委託先リスト

- ・NTTコムエンジニアリング株式会社
- ・株式会社P h o n e A p p l i

## 別表 2

### UK 一般データ保護規則条件

本 UK 一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの提供における PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。

#### 第 1 章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「(データ) 管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者データ」とは、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全ての UK 個人データであり、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

「データ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data Subject)」とは、UK GDPR に定める意味を有します。

「データ保護法」とは、UK GDPR を含む UK の個人情報の保護に関する法令をいいます。

「UK」とは、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) をいいます。

「エンドユーザ」とは、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者を通じて PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを使用するか、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に対して提供された PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスにアクセスする者をいいます。

「UK GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016 年 4 月 27 日に欧州議会および作業部会により制定された規則 (EU) 2016/679 が、the Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2019 (as amended by the Data Protection, Privacy and Electronic

Communications (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2020 によって、UK 国内法化されたものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先（email アドレス及び住所を含む。）などの識別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにする、整理又は結合、制限、消去又は破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。

「(データ) 処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切又は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。

## 第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件

### 1. 処理の目的

当社は本条件に基づき個人データを処理する場合においては、データ保護法を遵守するものします。当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約に定められた当社の電気通信設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの提供に必要な範囲で PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の指示によってのみ、個人データを処理するものとして、当社は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。

### 2. 当社のデータ保護義務

2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します。

2.1.1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者からの書面による指示（書面によるか電磁的方法によるかを問いません。）に基づいてのみ個人データを処理又は移転します。

2.1.2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に要求された場合においては、データ保護法に定められた PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います。

(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。

(ii) 求められた場合においては、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。

(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。

PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。

2.2 当社は、従業員又は代理人又はその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。

2.3 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約における個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。

### 3. 当社のデータセキュリティに関する義務

3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的又は違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報の不正な開示又はアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。

3.1.1 必要かつ適切な場合においては、個人データの仮名化及び暗号化

3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社の電気通信設備及び PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの復旧を確実にする能力。

3.1.3 物理的又は技術的事故の場合においては、時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。

3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。

3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。

3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合においては、すみやかに PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に通知を行います。

### 4. 契約終了時の個人データの取扱い

本規約又は法令等において定めがない限り、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。

### 5. 個人データの UK 域外移転

本章第 5 条および第 6 条 3 項は個人データの UK 域外への保管・UK 域外からのアクセスがあ

る場合に適用されます。

本章第 6 条に関わらず、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用による UK 個人データの UK から日本への移転は、UK GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

## 6. 再委託先の利用

6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表 2-1 で開示します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合においては、別表 2-1 に新しい再委託先との契約の有効日を示します。PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内（遅くともリストの最終更新日から 30 日以内）に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又は UK の法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条件の第 2 章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が UK が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していない UK 域外の地域に位置する場合、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者（PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者自身又は管理者である PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客）は、当社が個人情報保護法第 24 条に準拠して UK 個人データを再委託先に取り扱わせることに合意します。

## 7 監査と情報

7.1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は当社及び関連会社、又はそのいずれか一方（又は、当社及び関連会社、又はそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社が UK GDPR 第 28 条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、監査を実施したことを書面により（当社又は第三者を通して）証明します。かかる監査は本章第 3 条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。

7.2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。

7.3 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します。

7.3.1 当社と PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合においては）データ保護責任者

7.3.2 （該当する場合においては）個人データの第三国への移転情報

7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要

## 8 損害賠償

8.1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第 6.3 条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。

8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします。

(i) 個人データの処理における当社の故意・重過失による場合

(ii) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の合法的な指示に基づかない、又は反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii) 当社の過失による死亡もしくは身体損傷

(iv) 詐欺または詐欺的不実表示への責任

(v) その他法令上、除外することのできない責任

## 第3章 一般条項

### 1. PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の責任

PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が本条件又はデータ保護法に違反したことに起因して発生した第三者（データ主体及び監督当局を含みます。）からのクレームに関しては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が責任を負うものとし、当社に対して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。

### 2. 期間と契約終了

本条件は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス提供期間と同じ期間有効です。

### 3 準拠法

3.1 本条件は日本法に準拠します。

3.2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者及び当社は、本条件に関して生じた全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。

別表2-1：再委託先リスト

- ・NTTコムエンジニアリング株式会社
- ・株式会社Phone Appli

附 則（令和5年12月27日 CAS 1 サ第000400002860-01号）  
この規約は、令和6年1月1日から実施します。

附則（令和6年1月25日 CAS 1 サ第000400003079-01号）  
この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。